

(様式第5号)

回 答 書

令和 7年 7月 3日

質問者 様

寒河江市長 齋藤 真朗

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託に係る以下の質問について回答します。

No.	質 問 事 項	回 答
1	5 参加資格要件（1）⑥について、山形県から建築士事務所登録を受けていることが必要か、会社として他県（本社所在地）から建築士事務所登録を受けていれば問題ないかご回答をお願いします。	建築士法第23条第1項の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けた一級建築士事務所を参加資格要件と定めております。したがって山形県知事の登録を受けた一級建築士事務所に限らず、他都道府県知事の登録を受けた一級建築士事務所も対象となります。